

行政機構改革に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和7年3月27日

倉吉市長 広田 一恭

倉吉市規則第10号

行政機構改革に伴う関係規則の整理に関する規則

(倉吉市事務分掌条例施行規則の一部改正)

第1条 倉吉市事務分掌条例施行規則(昭和52年倉吉市規則第26号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後				改正前			
(課及び内部組織の設置)				(課及び内部組織の設置)			
第2条の2 次の表の左欄に掲げる部に、同表の中欄に掲げる課(課に相当するものを含む。以下同じ。)を置き、その内部組織として同表の右欄に掲げる係等を置く。				第2条の2 次の表の左欄に掲げる部に、同表の中欄に掲げる課(課に相当するものを含む。以下同じ。)を置き、その内部組織として同表の右欄に掲げる係等を置く。			
部	局・課		内部組織	部	課		内部組織
総務部	略		企画係 広報係 秘書係 交通政策係	総務部	略		企画係 広報係 秘書係 美術館まちづくり推進室
	企画課						
	略						
市民生活部	略		環境・循環推進係 脱炭素社会推進室	市民生活部	略		環境・循環推進係
	環境課						
略				略			
健康福祉部	子育て支援局	こども家庭センター	こども発達・家庭支援室 すこやか支援係	健康福祉部	略		こども発達・家庭支援室 すこやか支援係 子育て支援係
		こども支援課			施設・給付係		
	略		健康増進係 新型コロナウイルスワクチン接種対策室				
	健康推進課						
建設部	略		建設総務係 工務係 維持防災係	建設部	略		建設総務係 工務係
	建設課						
	略						
(総務部各課の分掌事務)				(総務部各課の分掌事務)			
第3条 総務部各課の分掌事務は、次のとおりとする。				第3条 総務部各課の分掌事務は、次のとおりとする。			
総務課 略				総務課 略			
企画課				企画課			

(1)～(13) 略

(14) 集いの森に関すること。

(15) 略

情報政策課・防災安全課 略  
職員課

(1)～(5) 略

(6) 市の職場でのハラスメントについての申  
出に関すること。

財政課 略

関金支所

(1)～(8) 略

(9) 埋火葬の許可に関すること。

(10) 略

(11) 国民健康保険及び後期高齢者医療に関する申請等の受付及び資格確認書等の交付に関すること。

(12)～(17) 略

(市民生活部各課の分掌事務)

第4条 市民生活部各課の分掌事務は、次のとおりとする。

市民課

(1)～(6) 略

(7) 埋火葬の許可に関すること。

(8)～(13) 略

税務課～環境課 略

(経済観光部各課の分掌事務)

第5条 経済観光部各課の分掌事務は、次のとおりとする。

農林課・しごと定住促進課 略

観光交流課

(1)～(4) 略

(5) 倉吉市せきがね温泉宿泊施設に関するこ  
と。

(6)～(16) 略

文化財課 略

(健康福祉部各課の分掌事務)

第6条 健康福祉部各課の分掌事務は、次のとおりとする。

福祉課 略

子育て支援局子ども家庭センター

(1)～(6) 略

(7) 略

(1)～(13) 略

(14) 略

情報政策課・防災安全課 略  
職員課

(1)～(5) 略

財政課 略

関金支所

(1)～(8) 略

(9) 埋火葬の許可及び埋火葬場の使用許可手  
続に関すること。

(10) 略

(11) 国民健康保険被保険者及び後期高齢者医  
療被保険者の資格の得喪に関する届出等の受  
付に関すること。

(12) 国民健康保険及び後期高齢者医療に関する申請等の受付及び被保険者証の交付に関すること。

(13)～(18) 略

(市民生活部各課の分掌事務)

第4条 市民生活部各課の分掌事務は、次のとおりとする。

市民課

(1)～(6) 略

(7) 埋火葬の許可及び埋火葬場の使用許可手  
続に関すること。

(8)～(13) 略

税務課～環境課 略

(経済観光部各課の分掌事務)

第5条 経済観光部各課の分掌事務は、次のとおりとする。

農林課・しごと定住促進課 略

観光交流課

(1)～(4) 略

(5) まちかどステーションに関すること。

(6)～(16) 略

文化財課 略

(健康福祉部各課の分掌事務)

第6条 健康福祉部各課の分掌事務は、次のとおりとする。

福祉課 略

子ども家庭課

(1)～(6) 略

(7) 幼児教育に関すること。

(8) 略

<p>(8)・(9) 略  <u>子育て支援局</u> <u>こども支援課</u>  <u>(1) 幼児教育・保育に関すること。</u>  <u>(2) 児童館及び児童集会所に関すること。</u>          保険年金課～健康推進課 略</p> <p>(職制)          第9条 部、<u>局</u>及び課にそれぞれの長を置く。          2～5 略</p> <p>(職務)          第10条 略          2 略          3 <u>次長及び局長</u>は、上司の命を受け、部の事務に従事するとともに部長を補佐し、部長事故あるときはその職務を代行する。          4 略          5 <u>課長及び所長</u> (以下「課長」という。) は、上司の命を受け、所属職員を指揮監督し、主管事務の執行に当たる。          6 略          7 <u>課長補佐、所長補佐及び室長</u> (以下「課長補佐」という。) は、上司の命を受け、主管事務を担当するとともに課長を補佐し、主査を置かない課にあっては課長に事故あるときは、その職務を代行する。ただし、課長補佐が2人以上あるときは、あらかじめ課長が定めた順序でその職務を代行する。          8～14 略</p>	<p><u>(9) 児童館及び児童集会所に関すること。</u>  <u>(10)・(11) 略</u></p> <p>保険年金課～健康推進課 略</p> <p>(職制)          第9条 部及び課にそれぞれの長を置く。          2～5 略</p> <p>(職務)          第10条 略          2 略          3 次長は、上司の命を受け、部の事務に従事するとともに部長を補佐し、部長事故あるときはその職務を代行する。          2 略          5 <u>課長、所長及び局長</u> (以下「課長」という。) は、上司の命を受け、所属職員を指揮監督し、主管事務の執行に当たる。          6 略          7 <u>課長補佐、所長補佐、局長補佐及び室長</u> (以下「課長補佐」という。) は、上司の命を受け、主管事務を担当するとともに課長を補佐し、主査を置かない課にあっては課長に事故あるときは、その職務を代行する。ただし、課長補佐が2人以上あるときは、あらかじめ課長が定めた順序でその職務を代行する。          8～14 略</p>
--	---

(倉吉市職員職名規則の一部改正)

第2条 倉吉市職員職名規則(昭和41年倉吉市規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員の職)          第2条 職員の職は、次に掲げるとおりとする。  <u>部長、参事、次長、防災調整監、会計管理者、局長、課長、所長、主査、園長、検査専門監、室長、課長補佐、所長補佐、企画員、主計員、副園長、検査専門員、保育指導主事、係長、主幹、査察指導員、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、老人福祉指導主事、主任、主任技師、主任保育士、主任児童指導員、主任保健師、主任看護師、主任社会福祉主事、主任学芸員、主事、技師、保育士、児童指導員、保健師、看護師、管理栄養士、栄養士、社会福祉主事、学芸員、人権文化センター指導員、運転士、交換士、ボイラー技士、建築主事、建築監視員、安全管理者、衛生管理者、出納員、分任出納員、検査員、安全運転管理者、副安全運転管理者、作業管理員、固定資</u></p>	<p>(職員の職)          第2条 職員の職は、次に掲げるとおりとする。  <u>部長、参事、次長、防災調整監、会計管理者、検査専門監、課長、所長、局長、主査、園長、室長、課長補佐、所長補佐、局長補佐、企画員、主計員、副園長、検査専門員、保育指導主事、係長、主幹、査察指導員、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、老人福祉指導主事、主任、主任技師、主任保育士、主任児童指導員、主任保健師、主任看護師、主任社会福祉主事、主任学芸員、主事、技師、保育士、児童指導員、保健師、看護師、管理栄養士、栄養士、社会福祉主事、学芸員、人権文化センター指導員、運転士、交換士、ボイラー技士、建築主事、建築監視員、安全管理者、衛生管理者、出納員、分任出納員、安全運転管理者、副安全運転管理者、作業管理</u></p>



		門監	
		検査専門員 保育指導主事 査察指導員	
議会事務局	略	事務局長 主査	略
選挙管理委員会事務局	略	事務局長 主査	略
監査委員事務局	略	事務局長 主査	略
略			

		副園長	
		検査専門員 保育指導主事 査察指導員	
議会事務局	略	主査	略
選挙管理委員会事務局	略	主査	略
監査委員事務局	略	主査	略
略			

農業 委員会事務 局	略	事務局長 主査	略
教育 委員会事務 局及び 教育機関	略	事務局長 課長 所長 館長 主査	略

農業 委員会事務 局	略	主査	略
教育 委員会事務 局及び 教育機関	略	課長 所長 館長 主査	略

(倉吉市職員の管理職手当に関する規則の一部改正)

第4条 倉吉市職員の管理職手当に関する規則(昭和38年倉吉市規則第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表(第1条関係)				別表(第1条関係)			
組織の区分	職名	支給月額		組織の区分	職名	支給月額	
市長事務部局	略		46,200円	市長事務部局	略		46,200円
	会計管理者				課長		
	局長				所長		
	課長				局長		
	所長				主査		
	主査				検査専門監		
議会事務局	略		46,200円	議会事務局	略		46,200円
	事務局長				主査		
	主査						
監査委員事務局	事務局長	略	46,200円	監査委員事務局	事務局長	略	略
	事務局長						
選挙管理委員会事務局	略		46,200円	選挙管理委員会事務局	略		46,200円
	事務局長				主査		
	主査						
農業委員会事務	略		略	農業委員会事務	略		

局	事務局長 主査	46,200円
教育委員会事務局及び教育機関	略	
	事務局長	46,200円
	課長	
	主査	
	所長 館長	

局	主査	46,200円
教育委員会事務局及び教育機関	略	
	課長	46,200円
	主査	
	所長 館長	

(倉吉市公印規則の一部改正)

第5条 倉吉市公印規則(昭和35年倉吉市規則第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改正後								改正前									
別表第3 (第4条関係)								別表第3 (第4条関係)									
機関及び補助職員	公印の名称	形式	書体	寸法(ミリメートル)	印材	個数	管守主管	備考	機関及び補助職員	公印の名称	形式	書体	寸法(ミリメートル)	印材	個数	管守主管	備考
略								略									
倉吉市関金支所長	略								倉吉市関金支所長	略							
こども家庭センター所長	倉吉市所長の印	之 所 倉吉市 印 長 市	れい書	方18	木	1	こども家庭センター										
略								略									
別表第5 (第6条関係)								別表第5 (第6条関係)									
公印の名称	形式	書体	寸法(ミ)	個数	管守主管				公印の名称	形式	書体	寸法(ミ)	個数	管守主管			

			リ メ ー ト ル)		
倉吉市 出納員 の印	之 出 倉 納 吉 印 員 市	古 印 体	方18	略	
				1 福祉課	
				1 こども家 庭センタ ー	
				1 こども支 援課	
略					
倉吉市 分任出 納員の 印	倉 吉 市 分 任 出 納 員 印	古 印 体	方15	略	
				1 福祉課	
				1 こども家 庭センタ ー	
				1 こども支 援課	
略					
倉吉市 現金取 扱員の 印		れ い 書	円形 径20	6	こども支 援課

			リ メ ー ト ル)		
倉吉市 出納員 の印	之 出 倉 納 吉 印 員 市	古 印 体	方18	略	
				1 福祉課	
				1 子ども家 庭課	
				略	
倉吉市 分任出 納員の 印	倉 吉 市 分 任 出 納 員 印	古 印 体	方15	略	
				1 福祉課	
				1 子ども家 庭課	
				略	
倉吉市 現金取 扱員の 印		れ い 書	円形 径20	7	子ども家 庭課

(倉吉市財務規則の一部改正)

第6条 倉吉市財務規則(平成12年倉吉市規則第30号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後	改正前												
<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この規則において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 主管課長 市長事務部局の課長及び所長、教育委員会事務局の課長並びに教育委員会の所管に属する教育機関の所長及び館長をいう。</p> <p>(8) 略</p> <p>別表第1(第4条関係)出納員に委任させる事務</p> <table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>委任事務</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>福祉課</td> <td>略</td> </tr> </table>	区分	委任事務	略		福祉課	略	<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この規則において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 主管課長 市長事務部局の課長、<u>所長及び局長</u>、教育委員会事務局の課長並びに教育委員会の所管に属する教育機関の所長及び館長をいう。</p> <p>(8) 略</p> <p>別表第1(第4条関係)出納員に委任させる事務</p> <table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>委任事務</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>福祉課</td> <td>略</td> </tr> </table>	区分	委任事務	略		福祉課	略
区分	委任事務												
略													
福祉課	略												
区分	委任事務												
略													
福祉課	略												

こども家庭センター	1 助産の実施に係る徴収金の収納に関する事務 2 母子保護の実施に係る徴収金の収納に関する事務 3 子育て支援事業に係る徴収金の収納に関する事務 4 未熟児養育医療の実施に係る徴収金の収納に関する事務
こども支援課	1 保育所における保育に係る徴収金の収納に関する事務 2 放課後児童クラブ利用料等の収納に関する事務
略	

子ども家庭課	1 助産の実施に係る徴収金の収納に関する事務 2 母子保護の実施に係る徴収金の収納に関する事務 3 保育所における保育に係る徴収金の収納に関する事務 4 子育て支援事業に係る徴収金の収納に関する事務 5 放課後児童クラブ利用料等の収納に関する事務 6 未熟児養育医療の実施に係る徴収金の収納に関する事務
略	

別表第2（第4条関係）分任出納員に委任させる事務

区分	委任事務
略	
教育委員会の事務局及びその所管に属する教育機関	1・2 略 3 <u>パークスクエアふれあい広場</u> の使用料の収納に関する事務 4～6 略

区分	委任事務
略	
教育委員会の事務局及びその所管に属する教育機関	1・2 略 3 <u>パークスクエア広場</u> の使用料の収納に関する事務 4～6 略

別表第3（第4条関係）現金取扱員に委任させる事務

区分	委任事務
こども支援課	1 放課後児童クラブ利用料等の収納に関する事務

別表第3（第4条関係）現金取扱員に委任させる事務

区分	委任事務
子ども家庭課	1 放課後児童クラブ利用料等の収納に関する事務

（倉吉市教育委員会所管施設の使用料等の減免及び還付に関する規則の一部改正）

第7条 倉吉市教育委員会所管施設の使用料等の減免及び還付に関する規則（平成25年倉吉市規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前																								
<p>（使用料等の減免）</p> <p>第2条 市長は、次の表の左欄に掲げる教育委員会所管施設の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる事由に該当する場合について、同表の中欄に掲げる使用料等を減額し、又は免除することができる。</p> <table border="1"> <tr> <th>教育委員会所管施設</th> <th>使用料等</th> <th>減免事由</th> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>倉吉交流プラザ及びふれあい広場</td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>2 略</p>	教育委員会所管施設	使用料等	減免事由	略			倉吉交流プラザ及びふれあい広場	略		略			<p>（使用料等の減免）</p> <p>第2条 市長は、次の表の左欄に掲げる教育委員会所管施設の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる事由に該当する場合について、同表の中欄に掲げる使用料等を減額し、又は免除することができる。</p> <table border="1"> <tr> <th>教育委員会所管施設</th> <th>使用料等</th> <th>減免事由</th> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>倉吉交流プラザ並びにふれあい広場、集いの広場及び多目的広場</td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>2 略</p>	教育委員会所管施設	使用料等	減免事由	略			倉吉交流プラザ並びにふれあい広場、集いの広場及び多目的広場	略		略		
教育委員会所管施設	使用料等	減免事由																							
略																									
倉吉交流プラザ及びふれあい広場	略																								
略																									
教育委員会所管施設	使用料等	減免事由																							
略																									
倉吉交流プラザ並びにふれあい広場、集いの広場及び多目的広場	略																								
略																									

(倉吉市福祉事務所事務分掌規則の一部改正)

第8条 倉吉市福祉事務所事務分掌規則(平成8年倉吉市規則第14号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員) 第3条 略 2 所員は、福祉課、<u>こども家庭センター</u>及び長寿社会課の職員をもって充てる。</p> <p>(分掌事務) 第4条 市長が倉吉市福祉事務所長事務委任規則(平成12年倉吉市規則第2号)の規定により、福祉事務所長に委任する事務の分掌は、次のとおりとする。 福祉課 略 <u>こども家庭センター</u> 略 長寿社会課 略</p> <p>(課長の専決事項) 第5条 課長の専決事項は、次のとおりとする。 福祉課長 略 <u>こども家庭センター</u> 略 長寿社会課長 略</p>	<p>(職員) 第3条 略 2 所員は、福祉課、<u>子ども家庭課</u>及び長寿社会課の職員をもって充てる。</p> <p>(分掌事務) 第4条 市長が倉吉市福祉事務所長事務委任規則(平成12年倉吉市規則第2号)の規定により、福祉事務所長に委任する事務の分掌は、次のとおりとする。 福祉課 略 <u>子ども家庭課</u> 略 長寿社会課 略</p> <p>(課長の専決事項) 第5条 課長の専決事項は、次のとおりとする。 福祉課長 略 <u>子ども家庭課長</u> 略 長寿社会課長 略</p>

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。